

ヤングケアラーの孤独・孤立化を未然に防ぐために

宮 本 恭 子

島根大学法文学部紀要法経学科編

経済科学論集 第49号（2023年3月）抜刷

ヤングケアラーの孤独・孤立化を未然に防ぐために

Analysis of the prevention of isolation and loneliness among young carer

宮本 恭子

Kyoko Miyamoto

島根大学 法文学部 法経学科 教授 Faculty of Law & Literature, Shimane University

1. はじめに

超高齢・人口減少社会の到来という大きな社会変化が日本の介護保障システムにもたらす影響は、実に広範で、かつ深い。介護に対するニーズの高まりについては、2000年4月、“家族を超えた支え合い”の仕組みとして介護保険制度が始まり、超高齢社会に不可欠な仕組みとして定着したが、その成果について議論が多く見られる。介護の社会化は進んだのか、家族の介護負担の軽減を目標としていたが、その目標は達せられたのか、という議論が最近多く見られる。

例えば、介護を理由に仕事をやめる「介護離職」はいまだ10万人にのぼる¹⁾。また、10代、20代で介護をしている若年世代の介護者や、介護する側もされる側も65歳以上という「老老介護」の世帯、遠方に住む老親を介護する「遠距離介護」の問題が噴出するなど、介護と家族を巡る状況は厳しさを増している。高齢者人口がピークになる2040年に向けて、さらに要介護者が増える一方、家族の機能の弱体化が進めば、家族介護の問題はいつそう厳しさを増すことは必至である。

また、近年では社会保障費の増大を背景として、在宅介護が推進されてきた。一方で、在宅介護を支える仕組みがニーズに追いついていない実態があり、こうしたことが家庭内のケアニーズを増やし、家族の介護負担の重さに拍

車をかけている。このままでは、制度的な支援がないまま、それぞれの事情をかかえた特定の家族メンバーが介護を担い続けることになる。

こうしたなか、「ヤングケアラー」という概念が社会で注目されるようになって、これまで見えてこなかった“子どもの介護者”の存在が浮かび上がっている。子どもを「介護力」に含めないことが重要であるが、子どもが「潜在的な介護力」に組み込まれて、孤独を感じたり、社会的に孤立する状況が生まれている。

ヤングケアラーの定義については、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども」とする定義（一般社団法人日本ケアラー連盟による定義）がある²⁾。ただし、18歳以上の若者についても、18歳未満の時点で、あるいは18歳以降で上記定義に概要するようなケアを行っている場合、学業や就職活動、その後の就労に影響を受けている可能性があることから、「若者ケアラー」と定義している。ただし、いずれも法律で明記されているわけではない。

近年、このヤングケアラーへの関心が高まっている。こうしたヤングケアラーは、負担が過度になれば心身や学校生活・進路に影響が出るとされる。新型コロナウイルス感染拡大で、ヤングケアラーは、「助けて」と声を上げられないまま、ケアを担うことで、学業や心身の健康、生活に深刻な影響を受けている。ヤングケアラー対策の中で、ヤングケアラーの孤独・孤立化を未然に防ぐことは、最も重要かつ意義深いものだが、家庭内のケア状況は見えにくく、子どもからSOSを出すことも難しいため、予防的アプローチは決して容易ではない。

ヤングケアラーの存在は、イギリスでの調査によって明らかになりかつ研究は先行している³⁾。日本では、2000年ころから介護者支援の文脈で、先行するイギリスでの研究を紹介する形で、ヤングケアラーの研究がはじまった。日本では近年、「ケアラーのケア」（介護者支援ともいう）に注目が当たる中で、その一つの側面であるヤングケアラーにも注目が集まっている。

政府の実態調査では、全国の公立中学や全日制高校の生徒らを対象に初の実態調査を行い、クラスに1人から2人程度ヤングケアラーがいることが明らかになった⁴⁾。ヤングケアラーは子どもの負担が大きいことが課題となっており、政府が閣議決定した経済財政運営の指針「骨太の方針」には、家族の介護や世話を担う子ども「ヤングケアラー」への支援が初めて明記された⁵⁾。政府の予算化を契機に、行政や民間レベルでも具体的なヤングケアラーの支援策について開始されはじめ、模索もしている状況である。しかしながら、ヤングケアラー対策の最も重要な視点である、ヤングケアラーの孤独・孤立化を未然に防ぐための具体的な支援策については、調査研究や政策効果の検証も未着手のままである。しかしながら、このような問いこそが、ヤングケアラー対策の最も重要な視点であると考ええる。

そこで本研究では、“ヤングケアラーの孤独・孤立化を未然に防ぐ”という社会変革を目指すために、子どもが「潜在的な介護力」に組み込まれて、孤独・孤立化することのないよう、ヤングケアラーの発生要因・機序を解明し、予防的対策を検討することを目的としている。この目的を達成するために、本事業における全国的なアンケート調査の結果を整理し、ヤングケアラーのおかれている多様な状況についてまとめる。次に、島根県が実施した「島根県子どもの生活実態調査」のデータを用いて、ヤングケアラー世帯の親の働き方の状況について分析する。これらを踏まえて、親の働き方とヤングケアラーが生まれる関連要因を考察し、ヤングケアラーと家族の孤独・孤立化を未然に防ぐための支援について考察する。

2. ヤングケアラーの多様な状況

令和2年度に「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」が行われ、子ども本人（中学生・高校生）を対象としたヤングケアラーの全国調査が初めて行われた⁶⁾。この調査は、要保護児童対策地域協議会、子ども本人、学校を対象とした初めての全国規模の調査研究として令和3年に結果が公表された。さら

に、これまで全国規模では実態把握が行われていない小学生や大学生を対象とした全国調査を行い、昨年度の中高生調査と比較可能な形で、それらの年代の家族ケアの状況、ヤングケアラーの実態が、令和4年4月に公表された結果より明らかになった⁷⁾。

各学校種によって状況が異なること、調査時期が2年に分かれていることから、学校種間で調査結果の数値を単純に比較することには留意が必要であるが、ヤングケアラーがおかれている状況について、小中高大生をまとめて調査結果を整理する。

2.1 調査対象、実施時期、調査方法、回収状況

全国の要保護児童対策地域協議会に対し郵送でアンケート調査票を配布し、郵送にて調査票を回収した。回収期間は令和3年1月25日～令和3年2月26日である。回答状況は、発送数1,741件、有効回答数923件、回収率53.0%であった。

中学校は、全国の公立中学校の約1割にあたる1,000校を層化無作為抽出により抽出した。全日制高校は、全国の公立高等学校の約1割にあたる350校を層化無作為抽出により抽出した。定時制高校は、公立の定時制高校を各都道府県により1校ずつ無作為抽出（計47校）した。通信制高校は、公立の通信制高校を各都道府県により1校ずつ無作為抽出（計47校）した。

調査実施時期は令和2年12月～令和3年2月、調査方法は郵送配布、郵送回収であり、回収状況は、中学校は配布数1,000件、回収数754件、回収率75.4%、全日制高校は配布数350件、回収数249件、回収率71.1%、定時制高校は配布数47件、回収数27件、回収率57.4%、通信制高校は配布数47件、回収数35件、回収率74.5%であった。

小学生は、全国の小学校から350校を層化無作為抽出により抽出した。対象校に在籍する小学6年生（約24,500人）を対象とした。回答方法は、対象校宛に調査票を郵送し校内で児童に配布し、児童は原則自宅に持ち帰り回答のうえ郵送にて返送した。事情により校内で回答した学校が一部ある。実施時期は

令和4年1月、有効回収数は9,759件であった。

大学生は、全国の大学の約半数にあたる396校を層化無作為抽出により抽出した。対象校に在籍する大学3年生を対象とした(約30万人)。回答方法は、対象の大学を通じて、学生本人向けに、調査回答フォームのQRコード、URLを記載した調査概要をメール等にて送付し、Web上で回答、回収を実施した。実施時期は、令和3年12月16(木)～令和4年1月14日(金)、有効回収数は9,679件であった。

2.2 ケアをしている子どもの状況

小中高大生に対し、世話をしている家族の有無について質問したところ、世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学生6年生6.5%、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、定時制高校2年生相当で8.5%、通信制高校生で11.0%、大学3年生で6.2%であった。小学生と中学生ではクラスに2人くらいヤングケアラーがいることがわかる。高校生では、全日制高校と比べ定時制高校では約2倍、通信制高校では3倍近い高校生がヤングケアラーである。このことは、高校への進路選択の際に、学習上の問題やケアと学業の両立を考慮して進路選択が行われている可能性を示唆している。

2.3 ケアを必要としている人の状況

ケアを必要としている人の状況をみると、「幼い」が最も多く、次いで「精神疾患」、「知的障がい」、「高齢(65歳以上)」、「身体障がい」、「要介護」、「その他」、「依存症」、「認知症」と続く。「その他」の中には、「外国籍で日本語が不自由」、「きょうだいが多い」、「養育能力が低い」、「ネグレクト」、「多忙」、「経済的困窮」が挙げられる。

ケアを行っている対象家族は、「高齢家族(祖父母)のケア」、「父母のケア」、「きょうだいのケア」に分類でき、分類ごとにケアを必要としている人の状況をみると、「高齢家族(祖父母)」は、「高齢(65歳以上)」、「要介護」、「認知症」の順で多い。「父母」は、「精神疾患」が最も多く、次いで「日本語を第一言語

としない」も多い。「きょうだい」は、「幼い」、「知的障がい」が多い。

2.4 ケア対象者へのケア内容

ケアを行っている対象家族によってケア内容に特徴がある。「きょうだい」の世話や保育所等への送迎」が最も多く、次いで「家事（食事の準備や掃除、洗濯）、「見守り」、「感情面のケア」、「家族の身体介護」、「通院の付き添い」、「家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助」、「通訳」、「金銭管理」、「その他」と続く。

2.5 時間（平日1日当たり）

小中高大生ともに、「ほぼ毎日」ケアが多く、通信制高校生では、65.3%が「ほぼ毎日」ケアをしている。平日1日あたりのケア時間は、いずれの学校種でも7時間以上世話に費やしている人が5～25%程度いる。通信制高校生では、7時間以上ケアしている人は24.5%いる。ケアを担っている多くの子どもが、多くの時間をケアに費やしており、自分の時間が取れない状況であることがうかがえる。

2.6 世話をしているために、やりたいけどできていないこと

いずれの学校種でも、「特にない」が最も高くなっているが、これを除くと「自分の時間が取れない」が最も高くなっている。とくに、通信制高校生では40.8%でそのように回答している。また、通信制高校生では、「友達と遊ぶことができない」30.6%、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」28.6%、「学校に行きたくても行けない」14.3%の回答となっており、ケアに多くの時間を費やすことで、自分の時間が取れず、学業や交友等に影響が生じていることがわかる。

2.7 相談経験

いずれの学校種でも、相談した経験が「ある」が2～3割、「ない」が5

～7割となっている。学校種が低くなるにつれて徐々に経験ありが少なくなる傾向にある。相談した経験が「ある」と回答した小中高大生に、相談相手について質問すると、「家族（父、母、祖父、祖母、きょうだい）」が最も高く、次いで「友人」が高い。家族や友人などの身近な人への相談が多く、関係機関などへの相談は少ない。世話について相談した経験が「ない」と回答した小中高大生に、その理由について質問すると、「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高く、次いで、「相談しても状況が変わるとは思わない」が高い傾向にある。

家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、相談した経験が少ないと考えられるが、すでに子ども時代に「誰かに相談しても状況が変わるとは思わない」と回答しており、誰かに助けられた経験を持たない子どもが多いことがうかがえる。

2.8 ヤングケアラーとしての自覚

中高大生に対し、自分がヤングケアラーにあてはまると思うかについて質問したところ、中学2年生、全日制高校2年生では「あてはまる」が約2%、定時制高校2年生相当は4.6%、通信制高校生7.2%、大学3年生が約2.9%である。いずれの学校種でも「わからない」が5～30%程度いる。本人にヤングケアラーとしての自覚がない場合が多いことがわかる。

2.9 学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援

中学2年生、全日制高校2年生、定時制高校2年生相当、通信制高校ともに「特にない」が約4割となっているが、次いで、中学2年生と全日制高校2年生は「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」、大学3年生は「進路や就職など将来の相談にのってほしい」、その他は「自由に使える時間がほしい」が最も高くなっている。ヤングケアラーは、学校の勉強や学習面で困っていることがうかがえる。

以上の調査結果から、ヤングケアラーは、本人にヤングケアラーという自覚

がないまま、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、自分の時間が取れない毎日の生活を送り、だれにも相談できずに、学習面や進路などでの困りごとを抱えながら、ケアを担っている状況が明らかになった。

3. 支援の政策方針

実態調査でヤングケアラーの状況が明らかになるにつれて、このような状況を改善するには、国や自治体単位での支援が必要との意見が出るようになり、ヤングケアラーの支援に乗り出す自治体が出てきている。埼玉県では2020年3月、全国ではじめてとなるヤングケアラーを支援するための条例「ケアラー支援条例」が成立した⁸⁾。これは、社会全体で支えることでケアラーの孤立を防ぐ仕組みづくりを目指すもので、ヤングケアラーの教育機会の確保も含まれている。また、この条例を踏まえ、埼玉県では県内の高校2年生5万5,000人を対象に実態調査を開始した⁹⁾。調査結果は支援推進計画に反映される予定である。埼玉県で施行された条例のように、ヤングケアラーの実態に即して広く支援の手を差し伸べられる制度や仕組みづくりが国や自治体レベルで求められている。

おりしも、新型コロナウイルス禍で若者の貧困や自殺が増えたのを受け、政府は2025年度までの「子供・若者育成支援推進大綱」を決めて、孤独・孤立対策の強化を明記した¹⁰⁾。新たな大綱は新型コロナ禍で「子供・若者の孤立の問題が一層顕在化している」と指摘するとともに、孤独・孤立対策を中心に5つの柱を設けた。そこに、病気や障害のある家族の介護を担う18歳未満のヤングケアラーの実態を調査し、支援することも明記された。

ヤングケアラーは子どもの負担が大きいことが課題となっており、政府が閣議決定した経済財政運営の指針「骨太の方針」には、家族の介護や世話を担う子ども「ヤングケアラー」への支援が初めて明記された。孤立しがちなヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐ取り組みが予算化される方向になり、国レベルの支援が本格化する。

家族の介護や世話に追われる子ども「ヤングケアラー」の支援を巡り、厚生労働省と文部科学省は来年度の予算概算要求に支援の事業費を盛り込んだ¹¹⁾。厚生労働省は概算要求で、ヤングケアラー支援のための新規事業を複数、盛り込んだ。自治体の先進的な取り組みを財政面から後押しする「ヤングケアラー支援体制強化事業」の創設¹²⁾、各地にある当事者団体や支援団体の連携を深める「ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業」の創設、ヤングケアラーがいる家庭や育児に不安を抱える家庭に家事支援などを行う「子育て世帯訪問支援モデル事業」の創設などがある。

「ヤングケアラー支援体制強化事業」では¹³⁾、自治体が行う実態調査や、福祉、医療、教育など各分野のソーシャルワーカー向けの研修などの事業費を国が補助する。自治体が福祉事務所などに「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置して民間の支援団体などとの連携体制を整えた場合や、当事者が支え合う「ピアサポート」などの活動に取り組んだ場合などにも事業費を補助することを想定している。

文科省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制を充実させる事業などにヤングケアラー支援も含めた¹⁴⁾。学校現場で過度なケアを負担している子どもの早期発見を図る。政府は来年度からの3年間をヤングケアラーの認知度向上の「集中取組期間」と位置づけており、ヤングケアラーの早期発見や支援体制を早急に整えたい考えだ。政府は、施策について、スピード感を持って取り組む意向を示している。

子どもがケアを担う背景には、家族の世帯規模の縮小、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化、貧困といった様々な要因がある。ケアを必要とする人が増える一方で、家族機能の弱体化や労働市場での女性の活躍がより一層広がり、大人が家庭にかけられる時間やエネルギーが減っている。公的サービスは整いつつあるが、それが届いていない家庭があったり、届いていても課題解決に至らない場合もある。また、昔のままの家族の役割やケアを当たり前とする背景もあり、子どもがケアの担い手となる状況が生まれている。

家庭内の問題は複雑であり、ヤングケアラー支援のためには、関係機関・団

体が連携し、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が強く求められている。そこで、関係機関に調査を実施し、効果的な連携の在り方を検討しながら、連携して行う支援の内容を「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」にまとめて、政府は広く活用してもらうよう呼び掛けている¹⁵⁾。マニュアルでは、福祉、教育、医療、地域、行政などの分野が連携して行う支援のポイントや、課題の共有・支援計画の検討、支援の基盤づくり等についてもまとめられている。

4. 「時間の貧困」が子どもに与える影響

4.1 調査項目・調査対象

子どもがケアを担う背景には、親や家庭の大人の余裕がなくなっていることが要因の一つに挙げられる。そこで、「大人が家庭にかけられる時間」について、「島根県子どもの生活に関する実態調査」を用いて¹⁶⁾、親と子どもの意識をみてみよう。

実態調査の時期は令和元年9月である。調査目的は、子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料を得るため、県全体の子どもの生活実態や学習環境について調査を行った。調査対象は、島根県内の学校に進学している小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者である。回答数は総数が25,354人、回答率70.1%で、小学5年生4,598人、中学2年生4,098人、高校2年生3,976人が回答した。

調査項目の中で、自由記述項目の、子どもの質問について「あなたが毎日の生活の中で、こうなったらいいなと思っていることがあれば、書いてください。」を分析した。また、保護者の質問についても「あなたが、今、困っていることや悩んでいることがありましたら、ご自由にお書きください。」を分析した。

自由記述回答数は、子どもの質問、「あなたが毎日の生活の中で、こうなっ

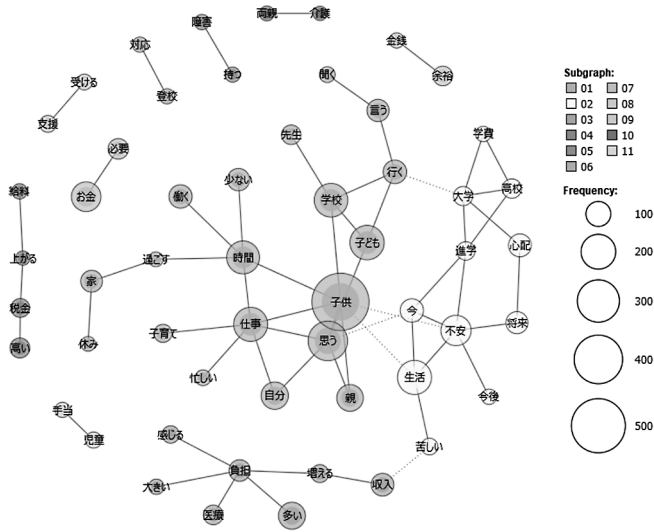
「たらいいなと思っていることがあれば、書いてください。」は、小学生1938人 中学生1689人、高校生1124人が回答した。保護者の質問、「あなたが、今、困っていることや悩んでいることがありましたら、ご自由にお書きください。」は、小学生1306人 中学生1164人、高校生1033人の保護者が回答した。

分析方法は、共起ネットワーク分析を用いて、「自由記述」で書かれていることを可視化した。共起ネットワークとは、出現パターンの似通った語、共起の程度が強い語を線で結んだネットワークとして描き、語と語が互いにどのように結びついているかを読み取れるものである。共起ネットワーク分析を行うと、自由記述回答において頻出する語句と何が関連付けられているか知ることができるといえる。強い共起関係ほど太い線で表示される。

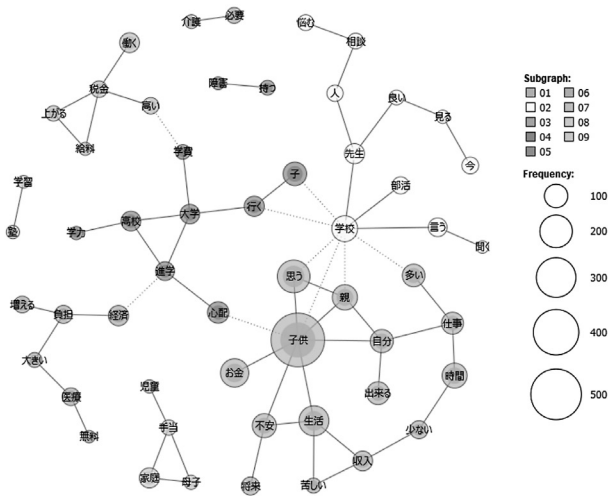
4.2 「(保護者) あなたが、今、困っていることや悩んでいることがありましたら、ご自由にお書きください」の回答の可視化

共起ネットワーク分析の結果、小学生保護者では、忙しくて子供と過ごす時間がとりにくいことで悩んでいることが明らかになった。中学生保護者では、小学生の保護者と同様に、忙しくて子供と過ごす時間がとりにくいことで悩んでいるとともに、経済面の心配も大きくなる傾向にある。高校生保護者では、進学費用に悩んでいる保護者が多く、経済面での負担の大きさに困っている状況がうかがえる。低学年の保護者ほど、「時間がない」という意味での貧困である、「時間の貧困」が最大の悩み事となっており、高学年では経済面での負担が大きくなる傾向にあることが明らかになった。以下に、共起ネットワーク分析の結果を示す。

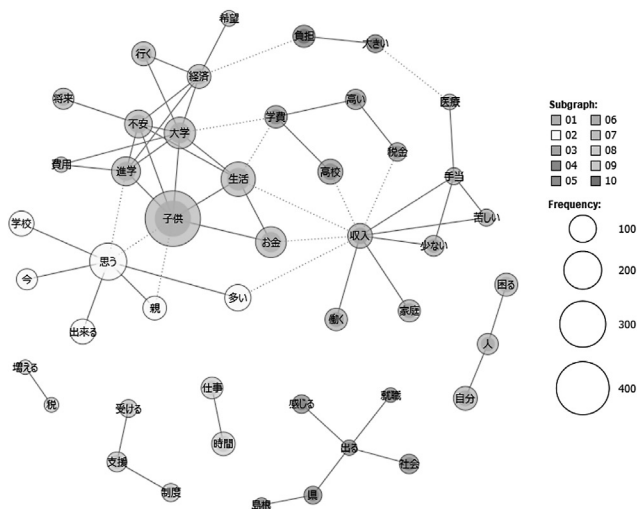
①小学生の保護者



②中学生の保護者



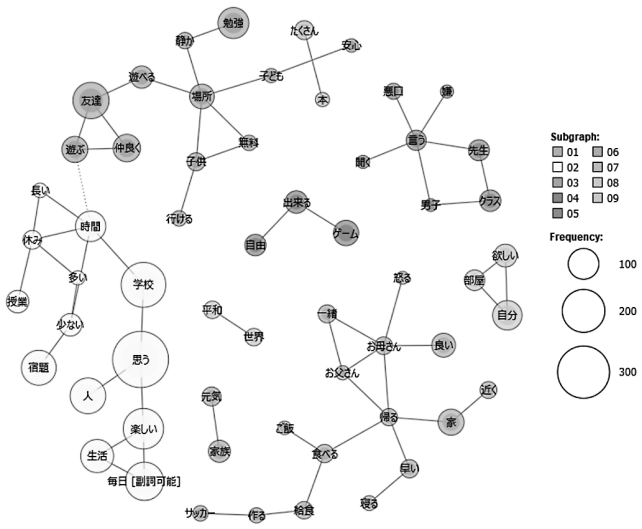
③ 高校生の保護者



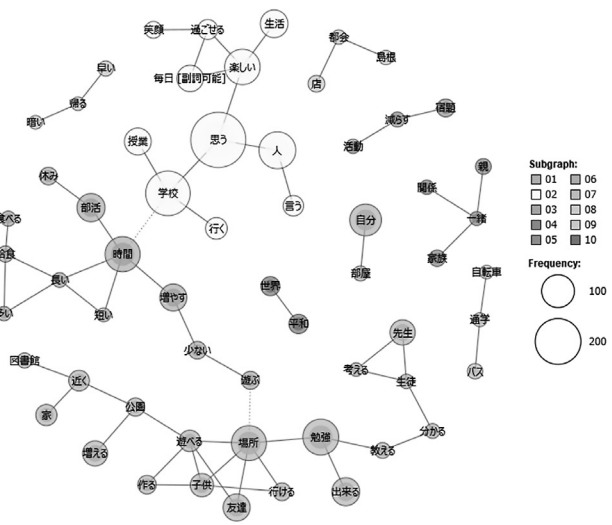
4.3 子どもたちが書いてくれた「毎日の生活のなかで、こうなったらいいな」の回答の可視化

共起ネットワークの分析の結果、小学生は、「家族そろって食事をしたい」、「友だちと一緒に遊んだり、無料で勉強できる場所があればよい」という願いが強い。中学生も、小学生と同様に、「両親など家族そろって食事をしたい」、「友だちと一緒に遊んだり、無料で勉強できる場所があればよい」という願いがみられる。中学生は小学生よりも、「無料で勉強できる場所があればよい」という願いが強くなる傾向にある。高校生は、「通学の利便性を良くしてほしい」という願いが強い。通学の交通の便が不便で、バスや列車の便数が少ないなど、県内の公共交通事情の課題を指摘する回答である。また、「静かに勉強できる場所がほしい」という願いも強い。これに関連して、公共施設である「図書館があればよい」という願いもみられる。低学年の子供ほど、親と一緒に食事をしたり、宿題をみてもらったりするなど、親と一緒に過ごす時間が欲しいという傾向が見られる。以下に共起ネットワーク分析の結果を示す。

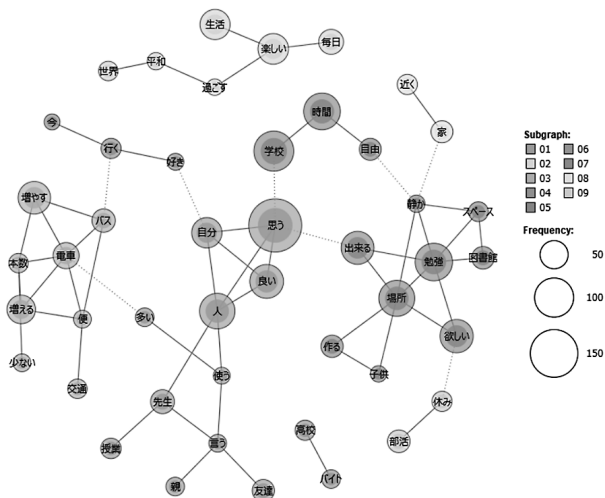
①小学生



②中学生



③高校生



以上の共起ネットワーク分析の結果から、共働き世帯やひとり親世帯が増える中、親子が一緒に過ごす時間が取りにくくなっているなど、働く親の多忙さや余裕がなくなっている状況がうかがえる。こうした状況の中で、家族のなかに自立できないメンバーがいても、ケアが必要な家族に必要なとされる社会的支援が届かなければ、子どもがケアの担い手となっている現状がある。くわえて、親の働き方によって、子どものケア負担がいつそう重くなっていることも考えられる。そこで、次に、親の働き方とヤングケアラーの発生との関連を見てみよう。

5. 親の働き方がヤングケアラー発生に与える影響

5.1 データおよび分析対象

用いるデータは、鳥根県健康福祉部地域福祉課が令和元年9月に実施した「鳥根県子供の生活に関する実態調査」¹⁷⁾における個票データを匿名化したものである。これは、次世代を担う子ども達が、生まれ育った環境に左右される

ことなく、健やかに育ち、夢や希望、意欲にあふれ自立した人間へと成長することができる社会づくりに向けて、子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的に、県全体の子どもの生活実態や学習環境等について調査を行ったものである。

調査票は、児童・生徒が回答する「子ども票」と保護者が回答する「保護者票」から構成され、子どもと保護者それぞれが記入の上、個別に封かんしたものを別の封筒に入れてもらい、学校を通じて配布・回収した。

調査対象は、島根県内の学校に通学している小学5年生・保護者5,820人、中学3年生・保護者5,749人、高校2年生・保護者6,505人である。有効回答数、有効回答率は、小学5年生4,598(79.0%)・保護者4,598人(79.0%)、中学2年生4,098(71.3%)・保護者4,092(71.2%)、高校2年生3,976(61.1%)・保護者3,992(61.4%)である。調査実施期間は、令和元年9月である。

5.2 ヤングケアラーの抽出

本調査では、質問項目の「家族の介護・看護(着替えなどの介助、お薬の管理など)」を「ほとんど毎日」、「週に2～3回」していると回答した者をヤングケアラーとして抽出し、調査対象とした。

5.3 分析結果

ヤングケアラーの家庭の親の働き方をみると、母親の勤務は、「平日の日中以外の勤務はない」は小学生29.5%、中学生42.7%、高校生32.6%となっており、土日祝日勤務や日中以外の早朝勤務、夜勤・深夜勤務をしている母親が多い。特に、土日祝日に働く親が多い。

父親の勤務は、「平日の日中以外の勤務はない」は小学生20.1%、中学生21.6%、高校生17.5%となっており、母親以上に土日祝日勤務や早朝勤務、夜勤・深夜勤務をする者が多い。また、父親の場合、深夜勤務も多い。

ヤングケアラーの家庭では、夜間や土・日曜日に働く親が多い傾向にあり、介護サービスなど公的サービスを使いつらい夜間や土・日曜日に、子どもがケ

アに担い手となっている状況がうかがえる。親が土・日や早朝・夜間に働く必要があり、介護を行えないと、その代わりに子どもが同居している祖父母の介護をしたり、幼いきょうだいの世話をしなければいけない状況が生まれていることがうかがえる。以上の結果から、ヤングケアラーの家庭には、不規則勤務で働く親が多い傾向にあり、親の働き方がヤングケアラーの発生要因の一つとなっている可能性が示唆される。

表 1 母親の平日日中以外の勤務について（複数回答）

	早朝 (5時～8時)	夜勤 (20時 ～22時)	深夜勤務 (22時 ～5時)	土曜出勤	日曜・祝日 出勤	その他	平日の 日中以外の 勤務はない	無回答	回答者数
小学生	13	20	17	84	55	11	46	12	156
	8.3%	12.8%	10.9%	53.8%	35.3%	7.1%	29.5%	7.7%	-
中学生	12	10	6	42	26	6	41	8	96
	12.5%	10.4%	6.3%	43.8%	27.1%	6.3%	42.7%	8.3%	-
高校生	9	7	5	50	32	5	30	8	92
	9.8%	7.6%	5.4%	54.3%	34.8%	5.4%	32.6%	8.7%	-

表 2 父親の平日日中以外の勤務について（複数回答）

	早朝 (5時～8時)	夜勤 (20時 ～22時)	深夜勤務 (22時 ～5時)	土曜出勤	日曜・祝日 出勤	その他	平日の 日中以外の 勤務はない	無回答	回答者数
小学生	25	30	20	89	68	10	31	22	154
	16.2%	19.5%	13.0%	57.8%	44.2%	6.5%	20.1%	14.3%	-
中学生	26	21	18	58	45	11	22	8	102
	25.5%	20.6%	17.6%	56.9%	44.1%	10.8%	21.6%	7.8%	-
高校生	17	18	15	50	37	6	14	8	80
	21.3%	22.5%	18.8%	62.5%	46.3%	7.5%	17.5%	10.0%	-

6. おわりに

ヤングケアラーがおかれている状況は多様である。子どもがケアを担う状況を引き起こす可能性があるきっかけとして見られる家族の状況を分類すると、「高齢家族（祖父母）のケア」、「父母のケア」、「きょうだいのケア」に3パターン化され、それぞれのケアを必要としている人の状況は、「高齢家族（祖父母）」は「高齢（65歳以上）」、「要介護」、「認知症」の順に多い。「父母」の状況は「精神疾患」が最も多く、次いで「日本語を第一言語としない」も多い。「きょうだい」の状況は、「幼い」、「知的障がい」が多い。

これらの家族は、大人が親としての役割を果たすべき内容について、その役割を果たすことができなくなると、子どもが親役割も担うことになる。例えば、父母がケアの対象となっている場合は、ケアを必要とする父母への直接的なケアだけでなく、ケアが必要となることで果たせなくなる親としての役割についても家族内の誰かが代替することになり、それも子どもが担うことになる。このように、ケアを担う子どもは、二重のケア役割を求められることで、ケアの負担は複雑かつ重くなっていると考えられる。

高齢家族やきょうだいがケアの対象となっている場合にも、主たる介護者ではなくても、親の仕事が多忙で、親が十分に高齢の祖父母のケアや幼い子どもの養育を果たすことができない場合に、家族の一員である子どもがケアを担うことが起きている。この場合、親の働き方が多忙で時間の余裕がなければ、主たる介護者と同じくらいのケア負担が子どもにかかってくる。特に、夜間のケアによって睡眠が十分にとれない場合には、遅刻をしたり、宿題ができないなど、学習面や学校生活への影響も大きくなる。

政府が示した「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」では¹⁸⁾、ヤングケアラー支援における主な関係機関として、児童福祉分野、教育分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、医療分野、その他の保健・福祉分野、地域関係者など、医療、福祉、教育分野の連携先が提示されているが、親の働き方に関する企業や経営団体、労働者団体など労働分野は連携先には挙げられていない。しかしながら、ヤングケアラー支援には、教育、福祉、医療分野だけの連携ではなく、親の働き方に関連する雇用政策や労働政策とも関連していることに留意が必要であることが指摘できる。

共働き世帯の増加、ひとり親世帯の増加、大人のゆとりのなさといった要因があり、大人がケアにかけられる時間が減る傾向にあるなか、多くのヤングケアラーが生まれて、担うケアの負担は重くなっている。支援策を考えるうえで「時間の貧困」は、重要な視点と言えよう。また、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がある。しかしながら、家庭内のデリケートな問題で

あること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。そのようなヤングケアラーが孤独・孤立化に陥る状況を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するためには、「関係性の貧困」という視点をもつことも重要である。

地域コミュニティが衰退し、地域のつながりが弱まるなかで、ヤングケアラーと家族は、地域の中でいっそう孤立化しやすくなっている。本人や家族に自覚がないといったことも多いため、孤独・孤立化しやすいヤングケアラーと家族を支援するためには、課題解決を目指す「解決型支援」だけでは対応が難しいと言えよう。ヤングケアラーと家族がいったん支援を拒否したとしても、「つながり続けること」で自分たちの困難や課題を認識し、周囲との関係を築いていくことも期待できる。その中で新たな展開が始まることもある。その時々当事者の目線や立場に立って、「つながり続けること」を施策として推進することが重要であり、そのための財源の手当ても必要である。

ヤングケアラーと家族が孤独・孤立化する背景には、「経済的な貧困」のみならず、「時間の貧困」や「関係性の貧困」も大きな課題といえる。家族に頼ってきた機能を社会化することは、社会や地域のあり方を見直して、ヤングケアラーと家族の孤独・孤立化を未然に防ぐきっかけになるのではないだろうか。

【注】

- 1) 総務省「平成29年就業構造基本調査」
- 2) 一般社団法人日本ケアラー連携<<https://youngcarerpj.jimdofree.com/>>を参照のこと
- 3) 河本秀樹『日本のヤングケアラー研究の動向と到達点』「敬心・研究ジャーナル」4（1）、1、2020
- 4) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書案』令和3年3月。<<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000767897.pdf>>
- 5) 経済財政運営の指針「骨太の方針」2021
<<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/decision0618.html>>
- 6) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング、同上
- 7) 株式会社日本総合研究所『令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_13332.pdf>

- 8) 埼玉県ケアラー支援条例については下記を参照のこと。
<<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/jourei.html>>
- 9) 埼玉県ケアラー支援計画のためのケアラー実態調査結果
<<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/0101tyousa.pdf>>
- 10) 子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定）
については下記を参照のこと。
<<https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/r03-taikou.pdf>>
- 11) 同上。
- 12) ヤングケアラー支援強化事業については下記を参照のこと。<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/yongcarer.support.overview20220331.pdf>
- 13) ヤングケアラー支援強化体制事業については下記を参照のこと。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/yongcarer_support_20220331.pdf>
- 14) 児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/20210119-mxt_kouhou02-1.pdf
- 15) 有限責任監査法人トーマツ『令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～』
<<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>>
- 16) 島根県子どもの生活に関する実態調査結果
<<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/kodomo/kodomonohinkon/jittaityousakekka.html>>
- 17) 同上
- 18) 有限責任監査法人トーマツ、同上。

【参考文献】

- 青木由美恵『ケアを担う子ども（ヤングケアラー）・若者ケアラー – 認知症の人々の傍らにも –』『認知症ケア研究誌』2（0）、78-84、2018。
- 河本秀樹『日本のヤングケアラー研究の動向と到達点』『敬心・研究ジャーナル』4（1）、45-53、2020。
- 亀山裕樹『ヤングケアラーをめぐる議論の構造：貧困の視点を中心に』『北海道社会福祉研究』(41)、35-47、2021。
- 厚生労働省『厚生労働省・文部科学省におけるヤングケアラー支援に係る取組について』令和3年3月17日 <<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000592954.pdf>>
- 澁谷智子『ヤングケアラーの実態と支援の方向性』『都市問題』112（1）、24-28、2021-01。

- 澁谷 智子『ヤングケアラーの調査と支援』「ガバナンス」(235)、32-34、2020-11。
- 堀越栄子、菊澤佐江子、井手大喜、佐塚 玲子、平山 亮、大沢 真知子『シンポジウム「家族の変化と新しい時代のケアを考える」』「現代女性とキャリア」(9)、5-49、2017。
- 宮川 雅充、濱島 淑恵『ヤングケアラーとしての自己認識：大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査』「総合政策研究」59号、1-14、2019。
- 宮崎 成悟『ヤングケアラーを社会全体で支えるために』「月刊自治研」62 (728)、37-43、2020-05。
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング『ヤングケアラーの実態に関する調査研究』平成31年3月。
- 有限責任監査法人トーマツ、『令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～』、2022年。
- 渡邊 多永子、田宮 菜奈子、高橋 秀人『全国データによるわが国のヤングケアラーの実態把握：国民生活基礎調査を用いて』「厚生指標」66 (13)、31-35、2019-11。